

四万十町景観条例施行規則（案）

四万十町景観条例施行規則（平成 20 年 10 月 24 日規則第 32 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、四万十町景観条例（平成 20 年四万十町条例第 27 号。以下「条例」という。）及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 4 号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- （2） 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- （3） 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- （4） 塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
- （5） 昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- （6） ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- （7） メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- （8） 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- （9） 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの
- （10） 自動販売機、自動精米機その他これらに類するもの

（行為の届出）

第 3 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。ただし、国、県、及び四万十町が行う行為については、届出書の提出を要しない。この場合において、町長は、行為の規模・箇所等を記した事業計画書等の提出を求めるものとする。

2 前項の届出書には、条例第 8 条各号の区分に応じ、別表第 1 に掲げる図書を添付するものとする。ただし、町長が特に必要がないと認めるものについてはこの限りでない。

3 前2項の規定は、届出の内容を変更しようとする場合についても準用する。

(適合通知)

第4条 町長は、条例第11条に基づく通知を行う場合には、適合通知書（様式第2号）により行うものとする。

(行為の中止又は完了の届出)

第5条 条例第12条に基づき当該届出に係る行為を完了し、若しくは中止したときは、景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第3号）を速やかに町長に提出するものとする。

(届出を要しない行為)

第6条 条例第14条に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で別表第2に掲げるもの
- (2) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの
- (3) 別表第3の(ア)欄に掲げる区域に応じ、(イ)欄に掲げる行為の区分ごとに、(ウ)欄に掲げる届出の対象となる規模以外のもの

(景観重要建造物所有者の同意)

第7条 条例第17条第2項の規定により、景観重要建造物を指定しようとするときは、同意書（様式第4号）により当該所有者の同意を得るものとする。

(景観重要建造物の指定通知)

第8条 条例第17条第4項の規定により、景観重要建造物を指定したときは、景観重要建造物指定通知（様式第5号）により当該所有者に通知するものとする。

(標識の設置)

第9条 条例第17条第5項により設置する標識は、別記の様式により設置するものとする。

(景観重要建造物)

第10条 条例第20条第1項の規定による許可申請又は第2項の規定による届出を行う所有者は、景観重要建造物現状変更等許可申請書（様式第6号）を

町長に提出する。

(景観重要樹木所有者の同意)

第 11 条 条例第 21 条により、景観重要樹木を指定しようとするときは、同意書（様式第 7 号）により当該所有者の同意を得るものとする。

(景観重要樹木の指定通知)

第 12 条 条例第 21 条により、景観重要樹木を指定したときは、景観重要樹木指定通知（様式第 8 号）により当該所有者に通知するものとする。

(景観重要樹木の現状変更届)

第 13 条 法第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による当該景観重要樹木の現状変更等の許可を受ける所有者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第 9 号）により町長に提出する。

(景観協議会)

第 14 条 条例第 23 条第 7 項による規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置く。

ア 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

イ 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

ウ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(2) 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(3) 協議会の事務局は、建設課に置く。

(委任)

第 15 条 この規則で定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 2 項関係）

添付図書一覧

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（条例第 8 条第 1 号） 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（条例第 8 条第 2 号）	位置図	縮尺 5,000 分の 1 以上	・建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示 ・方位、敷地又は行為地の形状を明示
	現況図	縮尺 2,500 分の 1 以上	・行為地の現況を表示
	配置図	縮尺 100 分の 1 以上	・方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置 ・外構計画（既存樹木の位置、植栽計画及び排水施設等）
	各階平面図	縮尺 50 分の 1 以上	・方位、各階間取り及び用途 ・建築設備の位置
	立面図（建築物又は工作物に彩色された 4 面以上のもの）	縮尺 50 分の 1 以上	・各面の方位及び寸法 ・建築設備の位置 ・仕上げ方法、材料の種別、広告物件及び色彩（マンセル値を表示したもの）
	現況写真（カラー）	—	・敷地（行為地）及び周辺の現況
	写真撮影位置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時
開発行為（条例第 8 条第 3 号）	位置図	縮尺 5,000 分の 1 以上	・方位、行為地の形状及び付近の見取図
	現況図	縮尺 2,500 分の 1 以上	・行為地の現況を表示
	平面図	縮尺 1,000 分の 1 以上	・方位、行為地の境界線 ・切土・盛土の位置、排水施設その他構造物の位置 ・土地利用計画、植栽計画、遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺 100 分の 1	・行為の前後の土地の形状を対

		以上	比できる縦断面及び横断面 (法高、切土・盛土) ・遮へい施設等の高さ
	現況写真 (カラー)	—	・行為地の2方向以上からの全 景写真及び周辺との関係を 示す写真
	写真撮影位 置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時
土地の開墾、土 石の採取、鉱物 の掘採その他 の土地の形質 の変更 (条例第8条 第4号)	位置図	縮尺 5,000 分の 1 以上	・方位、行為地の形状及び付近 の見取図
	現況図	縮尺 2,500 分の 1 以上	・行為地の現況を表示
	平面図	縮尺 1,000 分の 1 以上	・方位、行為地の境界線 ・切土・盛土の位置、排水施設 その他構造物の位置 ・土地利用計画、植栽計画、遮 へい施設等の位置 ・跡地整備計画
	断面図	縮尺 100 分の 1 以上	・行為の前後の土地の形状を対 比できる縦断面及び横断面 (法高、切土・盛土) ・遮へい施設等の高さ
	植栽計画図	縮尺 2,500 分の 1 以上	・新たに植栽する木竹の位置、 樹種、樹高
	現況写真 (カラー)	—	・行為地の2方向以上からの全 景写真及び周辺との関係を 示す写真
	写真撮影位 置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その他 の物件の堆 積 (条例第8条 第5号)	位置図	縮尺 5,000 分の 1 以上	・方位、行為地の形状及び付近 の見取図
	現況図	縮尺 2,500 分の 1 以上	・行為地の現況を表示
	平面図	縮尺 1,000 分の 1 以上	・方位、行為地の境界線 ・既存樹木及び伐採木竹の位 置、樹種

木竹の植栽又は伐採 (条例第8条第6号)			・物件の堆積区域 ・遮へい施設等の位置 ・跡地整備計画
	断面図（木竹の植栽又は伐採の場合を除く）	縮尺 100 分の 1 以上	・行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面 ・物件の堆積の高さ ・遮へい施設等の高さ
	現況写真（カラー）	—	・行為地及び周辺の現況
	写真撮影位置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明 (条例第8条第7号)	位置図	縮尺 5,000 分の 1 以上	・表示又は設置する建築物等敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示
	配置図	縮尺 100 分の 1 以上	・表示又は設置する建築物等の敷地の境界線 ・当該建築物等における設置位置
	立面図（表示又は設置する面において彩色されたもの）	縮尺 50 分の 1 以上	・表示又は設置する建築物等における位置及び形状 ・仕上げ方法、材料の種別、広告物件及び色彩（マンセル値を表示したもの）
	意匠図（彩色されたもの）	任意	・寸法、材料及び色彩（マンセル値を表示したもの） ・照明を伴う場合の器具の概要（明るさ等）を示すもの
	現況写真（カラー）	—	・行為地及び周辺の現況
	写真撮影位置図	—	・方位、敷地の位置 ・写真撮影の位置及び日時

別表第2（第6条第1号関係）

届出を要しない行為

行為	
農業を営むため	・用途を改変しない農地の改変

に行う行為のうち、右欄に該当するもの	・幅員が3.0m未満の農道の設置 ・幅員が2m以下の用排水路の設置 ・桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為 ・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
林業を営むために 行う行為のうち、 右欄に該当するもの	・木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が3.0m未満の作業道や林道の設置 ・スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為 ・天然林農地、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為 ・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

別表第3（第6条第3号関係）

届出対象行為の適用一覧

(ア)	(イ)	(ウ)
区域	行為の区分	届出の対象となる規模
第1種地区	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・建築面積100㎡以上、又は高さ10.0m以上 ・外観の変更に係る部分の面積の合計が10.0㎡以上となるもの
	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・築造面積10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもの ・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が10㎡以上となるもの
	開発行為	・区域面積100㎡以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・鉱物の掘採又は土石の採取で10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの ・100㎡以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・10㎡以上、又は高さ1.5mを超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	・100㎡以上
	夜間において公衆の観覧に供	・届出対象となる建築物・工作物・広

	するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	告物等に対して設置するすべての特定照明
第2種地区	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・建築面積 100 m²以上、又は高さ 10.0m 以上 ・外観の変更に係る部分の面積の合計が 10.0 m²以上となるもの
	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・築造面積 50 m²以上、又は高さ 5.0m を超えるもの ・擁壁等で高さ 2.0m 以上かつ延長 10m 以上のもの ・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10 m²以上となるもの
	開発行為	・区域面積 200 m²以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・鉱物の掘採又は土石の採取で 200 m²以上又は高さ 3.0m を超えるもの ・盛土 1.0m 以上又は切土 2.0m 以上で、200 m²以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・10 m²以上、又は高さ 1.5m を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	・200 m²以上
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	・届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明
第3種地区	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・全ての行為（10 m²未満の増築、改築、模様替えを除く）
	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・築造面積 10 m²以上、又は高さ 1.5m を超えるもの ・外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が 10 m²以上となるもの

	開発行為	・ 区域面積 100 m ² 以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・ 鉱物の掘採又は土石の採取で 10 m ² 以上又は高さ 1.5m を超えるもの ・ 100 m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・ 10 m ² 以上、又は高さ 1.5m を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	・ 100 m ² 以上
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	・ 届出対象となる建築物・工作物・広告物等に対して設置するすべての特定照明
一般区域	建築物の新築、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・ 建築面積 200 m ² 以上、又は高さ 10.0m 以上 ・ 上記の規模で外観の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の 4 分の 1 以上となるもの
	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・ 築造面積 500 m ² 以上、又は高さ 10.0m を超えるもの ・ 上記の規模で外観の色彩の変更に係る部分の面積の合計が外観面積の 4 分の 1 以上となるもの
	開発行為	・ 区域面積 3,000 m ² 以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・ 区域面積 3,000 m ² 以上のもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・ 区域面積 3,000 m ² 以上のもの
	木竹の植栽又は伐採	・ 区域面積 3,000 m ² 以上のもの

様式第 1 号（第 3 条関係）

景観計画区域における行為（変更）の届出書

年 月 日

四万十町長 様

住 所
氏 名 (印)
電話番号

四万十町景観計画区域における行為（変更）について、次のとおり届け出ます。

行為地の住所		地目（現況）		実測面積（㎡）		景観計画区域	
四万十町						1 第1種地区 2 第2種地区 3 第3種地区 4 一般区域	
行為の規模		行為面積（ ）㎡ 高さ（ ）m 仕上材等（ ）					
行為の種類		建築物	1 新築 2 増築 3 改築 4 移転 5 撤去 6 外観を変更する修繕・模様替 7 色彩の変更				
		工作物	1 新設 2 増築 3 改築 4 移転 5 撤去 6 外観を変更する修繕・模様替 7 色彩の変更				
		開発行為	1 開発行為				
		土地の形質の変更	1 土地の開墾 2 土石の採取 3 鉱物の掘削 4 その他の土地の形質の変更				
		屋外における堆積	1 土石 2 廃棄物 3 再資源 4 その他（ ）				
		木竹の植栽・伐採	1 植栽 2 伐採				
		特定照明	1 特定照明の設置				
行為の目的・内容及び概要							
設計者	住 所						
	氏 名			電話番号			
行為の予定期間		着手予定日 年 月 日 から 完了予定日 年 月 日					
当初の届出年月日・変更の内容・理由							
備考 ※受理・指導年月日		受理年月日		助言・指導年月日		勧告年月日	

- 備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入して下さい。
- 2 変更届書を提出するときに限り当初の届出の年月日、変更の内容、理由を記入して下さい。
- 3 ※印の欄は記入しないで下さい。

添付書類 下記の書類を添えて下さい。	
行為の種類	添付書類
建築物 工作物	1 位置図 (1/5,000以上) 2 現況図 (1/2,500以上) 3 配置図 (1/100以上) 4 各階平面図 (1/50以上) 5 立面図 (建築物又は工作物に彩色された4面以上のもの、1/50以上) 6 現況写真 (カラー) 7 写真撮影位置図
開発行為	1 位置図 (1/5,000以上) 2 現況図 (1/2,500以上) 3 平面図 (1/1,000以上) 4 断面図 (1/100以上) 5 現況写真 (カラー) 6 写真撮影位置図
土地の形質の変更	1 位置図 (1/5,000以上) 2 現況図 (1/2,500以上) 3 平面図 (1/1,000以上) 4 断面図 (1/100以上) 5 植栽計画図 (1/2,500以上) 6 現況写真 (カラー) 7 写真撮影位置図
屋外における堆積 木竹の植栽又は 伐採	1 位置図 (1/5,000以上) 2 現況図 (1/2,500以上) 3 平面図 (1/1,000以上) 4 断面図 (木竹の植栽又は伐採の場合を除く、1/100以上) 5 現況写真 (カラー) 6 写真撮影位置図
広告物 特定照明	1 位置図 (1/5,000以上) 2 配置図 (1/100以上) 3 立面図 (表示又は設置する面において彩色されたもの、1/50以上) 4 意匠図 (彩色されたもの) 5 現況写真 (カラー) 6 写真撮影位置図

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

景観計画区域における行為制限の適合通知書

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めたので通知します。

記

行為の場所	四万十町
行為の期間	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
行為の規模	行為面積（ ）㎡ 高さ（ ）m 仕上材等（ ）
行為の種類	
行為の届出年月日	年 月 日
届出番号	
添付書類 右の書類を添えて 下さい。	1 完成写真（カラー写真） 2 その他町長が必要と認める書類

- 備考 1 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入して下さい。
- 2 報告書の完了・中止の不要な箇所は線で消してください。

様式第3号（第5条関係）

景観計画区域における行為の完了（中止）届出書

年 月 日

四万十町長 様

住 所
氏 名 (印)
電話番号

四万十町景観計画区域内における行為が完了（中止）したので、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為地の住所	景観計画区域の区分
四万十町	1 第1種地区 2 第2種地区 3 第3種地区 3 一般区域
行為の規模	行為面積（ ）㎡ 高さ（ ）m 仕上材等（ ）
行為の種類	
行為の届出年月日	年 月 日
行為の完了・中止年月日	年 月 日
届出番号	
行為を中止したときはその理由	
添付書類 右の書類を添えて下さい。	1 完成写真（カラー写真） 2 その他町長が必要と認める書類

備考 1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入して下さい。

2 報告書の完了・中止の不要な箇所は線で消して下さい。

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

四万十町長 様

所在地
氏 名 (印)

同 意 書

私が所有する下記物件について、景観重要建造物に指定することに同意します。

記

建物等の所在

高知県四万十町

建物等の名称

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

景 観 重 要 建 造 物 指 定 通 知

貴殿が所有する下記物件について、景観重要建造物に指定したので通知します。

記

指定年月日	
指定番号	
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	
景観重要建造物の所有者	
所有者が行う管理方法	
財政支援措置	

様式第 6 号（第 10 条関係）

四万十町長 様

住 所
氏 名 (印)

景観重要建造物現状変更等許可申請書

年 月 日 第 号により指定された景観重要建造物について
下記により現状等の変更を行いたいので届出ます。

記

指定年月日	
指定番号	
景観重要建造物の名称	
景観重要建造物の所在地	
変更する内容	
変更後の所有者等	(住所) (氏名)

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

四万十町長 様

所在地 四万十町
氏 名 (印)

同 意 書

私が所有する下記物件について、景観重要樹木に指定することに同意します。

記

樹木等の所在

高知県四万十町

樹木等の名称

様式第 8 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

四万十町長

景 観 重 要 樹 木 指 定 通 知

貴殿が所有する下記樹木について、景観重要樹木に指定したので通知します。

記

指定年月日	
指定番号	
景観重要樹木の名称	
景観重要樹木の所在地	
景観重要樹木の所有者	
所有者が行う管理方法	
財政支援措置	

様式第 9 号（第 13 条関係）

四万十町長 様

住 所
氏 名 (印)

景観重要樹木の現状変更許可申請書

年 月 日 第 号により指定された景観重要樹木について下記により現状等の変更を行いたいので届出ます。

記

指定年月日	
指定番号	
景観重要樹木の名称	
景観重要樹木の所在地	
変更する内容	
変更後の所有者等	(住所) (氏名)

別記 1

21 cm	30 cm
	景 観 重 要 建 造 物 (建造物の名称) 第 号 この建造物は、四万十町景観条例により指定された 景観重要建造物です。 年 月 日指定 高知県四万十町長

景 観 重 要 樹 木 (樹木の名称) 第 号 この樹木は、四万十町景観条例により指定された 景観重要樹木です。 年 月 日指定 高知県四万十町長

※ 寸法は景観重要建造物と同じ